

本 General Terms と一体を成す注文書(以下「注文書」といいます)にて注文することにより、お客様は、注文書及び本 General Terms の条件に従い、かつ、それらに拘束されることに同意します。お客様が企業又はその他法人を代表して注文書及び本 General Terms を締結することにより、お客様は、当該団体を注文書及び本 General Terms の条件に拘束する権限をお客様が有することを表明し、さらに、このような場合、本 General Terms で使用される「お客様」とは、当該団体を意味するものとします。お客様がそのような権限を有していない、又はお客様あるいは当該団体が注文書及び本 General Terms の条件に同意しない場合、お客様は対象製品又は対象サービスを使用することはできません。



基本条項

本 General Terms(以下「本書」といいます)は、参照により本書と一体を成す注文書を締結した個人や団体と、日本オラクル株式会社(以下「オラクル」といいます)の間のもので、本書が適用される注文を行う際、お客様は本書に添付された付則(以下に定義します)が組み込まれ、当該付則の条件に従い、かつ、それらに拘束されることに同意します。特定の付則のみに関連する規定は、本書に対して当該付則が組み込まれていることを前提として、当該付則に対してのみ適用されるものとします。

第1条(定義)

- 「対象ハードウェア」とは、コンポーネント、オプション及び、スペア・パーツを含むコンピュータ機器をいいます。
- 「組込ソフトウェア」とは、以下のいずれかに該当するソフトウェア又はプログラムされたコードをいいます。
 - 対象ハードウェアに組み込まれた又は統合され、対象ハードウェアの機能を使用可能にするもの
 - 付則-H に基づいてオラクルからお客様に明示的に提供されるもので、以下のいずれかの方法により特定されるもの
 - 添付別紙
 - オラクルの Web ページ
 - インストールを容易にする為にお客様の対象ハードウェアとともに使用する仕組み経由組込ソフトウェアには、以下に対する権利は含まれません。
 - 診断、メンテナンス、修理、又はテクニカル・サポートのためのコード、又は機能
 - 別途許諾されるアプリケーション、オペレーティング・システム、開発ツール、又はオラクルにより別途許諾されるシステム管理ソフトウェア或いはその他のコード特定の対象ハードウェアにおいては、組込ソフトウェアには別途注文される組込ソフトウェアのオプション(Schedule-H で定義されます)を含みます。
- 「Oracle Master Agreement」(以下「本契約」といいます)とは、本書(本書に対する覚書を含みます)及び、本書と一体をなす付則(当該付則に対する覚書を含みます)をいいます。オラクル又は正規販売店に対して注文された対象製品及び対象サービスのお客様による使用は、本契約に基づくものとします。
- 「オペレーティング・システム」とは、対象ハードウェア上で対象プログラムやその他のソフトウェアを制御するためのソフトウェアをいいます。
- 「対象製品」とは、対象プログラム、対象ハードウェア、組込ソフトウェア、及びオペレーティング・システムの総称をいいます。
- 「対象プログラム」とは、(a)オラクルが権利を保有又は頒布するソフトウェア製品で、付則-P に基づいてお客様が注文されたもの、(b)対象ドキュメント、及び(c)テクニカル・サポートを通じて入手されたプログラムの更新版をいいます。対象プログラムには組込ソフトウェア及びオペレーティング・システム、又は一般的に利用可能前にリリースされたソフトウェア(ベータ・リリースなど)は含まれません。
- 「対象ドキュメント」とは、対象プログラムを使用するためのユーザー・マニュアル及びインストール・マニュアルをいいます。対象ドキュメントは、対象プログラムとともに提供されるか、又はオンライン上の <http://oracle.com/documentation> でアクセスすることができます。
- 「付則」とは、本書に対する付属文書をいい、第2条で特定されるものをいいます。
- 「第三者許諾条件」とは、対象ドキュメント、readme ファイル、又は notice ファイルで特定される別段の使用条件をいい、第三者許諾テクノロジー(以下に定義します)に適用されるものをいいます。
- 「第三者許諾テクノロジー」とは、本契約の条件によらず、第三者許諾条件に基づいて許諾される第三者のテクノロジーをいいます。
- 「対象サービス」とは、お客様が注文したテクニカル・サポート、研修、ホスティング・サービス/アウトソーシング・サービス、クラウド・サービス、コンサルティング、Advanced Customer Support サービス又はその他のサービスをいいます。対象サービスについては、該当する付則において詳述されます。
- 「お客様」とは、本書及び付則と一体を成す注文書を締結した個人や団体をいいます。

第2条(本契約の有効期間及び適用される付則)

本契約は、本契約が添付された注文に対して適用されます。以下の付則は、注文の発効日をもって本契約と一体となります。

「付則 S - 対象サービス」

付則 S には、特定の製品・サービスに適用される、本書と異なる又は追加の規定及び条件が定められます。

第3条(契約の独立性)

対象製品及びそれに関連する対象サービス、又はその他の対象サービスの購入は、それぞれが全て別個の注文であって、お客様がオラクルから受ける可能性があるか、又はすでに受けた対象製品及びそれに関連する対象サービス、あるいはその他の対象サービスの注文とは別個のもので、お客様は、お客様が対象製品及びそれに関連する対象サービス、あるいはその他の対象サービスを、他の対象製品や対象サービスとは別個に購入することができることを了解し、同意します。(a)対象製品及びそれに関連する対象サービスに基づくお客様の支払い義務は、当該支払義務の対象以外の対象サービスの実施又は対象製品の引渡を条件としません。(b)その他の対象サービスに基づくお客様の支払い義務は、対象製品の引渡し又は当該支払義務の対象以外の追加の対象サービス/その他の対象サービスの実施を条件としません。お客様は、オラクル又はオラクル関連会社との融資又はリース契約とは関係なく購入することに同意するものとします。

第4条(権利)

オラクル又はオラクルに対するライセンサーは、対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び本契約に基づいてオラクルが開

発する及び／又は納入するすべてのものに関し、その知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。

第5条(補償)

1. 本条第5項乃至第7項に従い、お客様又はオラクルの一方当事者(提供物(以下に定義)を受領した当事者を以下「**受領者**」といいます)に対して、相手方当事者(提供物を提供した当事者を以下「**提供者**」といいます)から提供され受領者が使用している、情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他の提供物(本条ではあわせて以下「**提供物**」といいます)のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、提供者は、受領者が以下の各号を実施することを条件に、提供者自身の費用と負担において当該クレームから受領者を防御するとともに、裁判所が判示した金額(当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など)又は提供者が同意した和解金額につき受領者に補償を行うものとします。
 - (a) 受領者が当該クレームを受領した日から30日以内に、(法律で要求される場合はそれより早く)提供者に書面にて速やかに通知をすること
 - (b) 提供者に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
 - (c) 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力を提供者に与えること
2. 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、提供者が侵害していると認めた場合は、提供者は当該提供物を非侵害となるように(その実用性又は機能性を実質的に維持しながら)修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して受領者が相手方当事者に支払った料金、及び、オラクルが侵害品の対象プログラムの提供者である場合は、当該侵害品の対象プログラムの使用権についてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未経過分を受領者に返還することができます。お客様が提供者の場合で、かかる提供物を返却することで当該提供物に関連する注文に基づくオラクルの義務の履行に著しい支障をもたらす場合には、オラクルは、自らの裁量により30日前までの書面による通知をもって、当該注文を終了することができます。
3. 前項の定めにかかわらず、対象ハードウェアに関してのみ、対象ハードウェア(又はその一部)が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、侵害していると提供者が認めた場合は、提供者は、当該対象ハードウェア(又はその一部)を非侵害となるように(その実用性又は機能性を実質的に維持しながら)交換又は修正するか、あるいは、その継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該対象ハードウェア(又はその一部)を取り外し、正味帳簿価額、及びオラクルが侵害品の対象ハードウェアの提供者である場合は、当該対象ハードウェアについてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未経過分を返還することができます。
4. 提供物が第三者許諾テクノロジーの場合で、その第三者許諾条件が使用権の終了を認めていない場合、オラクルは、提供物の使用権を終了する代わりに、当該第三者許諾テクノロジーに関連する対象プログラムの使用権を終了させ、返却を求め、当該対象プログラムの使用権についてお客様がオラクルに支払い済みの料金、及び当該対象プログラムの使用権についてお客様がオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未経過分をお客様に返還するものとします。
5. お客様が、オペレーティング・システムに対するオラクルのテクニカル・サポート(Oracle Premier Support for Systems, Oracle Premier Support for Operating Systems、又は Oracle Linux Premier Support、等)に加入していることを条件として、お客様が当該サポートに加入している期間中、(a)本条第1項における「提供物」には、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及びお客様に許諾された組込ソフトウェアのオプションが含まれるものとし、(b)本条における「対象プログラム」は、「対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又は組込ソフトウェアのオプション(該当する場合)」に置き換えられるものとします(お客様が当該サポートに加入していない／していなかった場合、オラクルは、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は組込ソフトウェアのオプションのお客様による使用について、お客様に対して補償を行わないものとします。)。但し、当該オペレーティング・システムが Linux である場合、<http://www.oracle.com/us/support/library/enterprise-linux-indemnification-069347.pdf>に明記されている Oracle Linux の対象ファイル以外の提供物については、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。
6. 次の各号のいずれかに該当する場合は、提供者は受領者に対して補償を行わないものとします。
 - (1) 受領者に提供された最新版かつ変更が加えられていない提供物を受領者が使用していれば侵害が避けられた場合に、受領者が提供物に変更を加え、又は提供者の使用説明書に定める使用範囲を超えて提供物を使用した場合、或いは旧バージョンの提供物を使用した場合
 - (2) 受領者が、提供物の使用権の終了後に当該提供物を継続して使用していた場合
 - (3) 当該クレームが提供者の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及び資料に起因する場合提供物をオラクルが提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害のクレームについては、オラクルはかかるクレームのいかなる部分についても、お客様に対する補償を行わないものとします。対象プログラムに含まれるか、使用が必須の第三者許諾テクノロジーについてのみ、以下の全てに該当する場合に限り、オラクルは、本契約の条件に基づいて提供する必要のある対象プログラムについての侵害の補償と同等の補償を、当該第三者許諾テクノロジーの侵害のクレームについてお客様に対して提供します。
 - (a) 変更せずに使用される場合
 - (b) 対象プログラムに含まれるか、使用が必須である場合
 - (c) 対象プログラムの使用許諾及び本契約のその他全ての条件に従って使用されている場合対象プログラムが提供されたままの状態、本契約の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、お客様の行為に起因する侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。お客様が使用権を取得した時点で、お客様が認識していた知的財産権侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。
7. 本条は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。

第6条(契約の終了)

1. 一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後30日以内に違反を是正しないときは、違反当事者は契約の不履行となり、非違反当事者は本契約を終了させることができます。オラクルが本条項に基づき本契約を終了させた場合は、お客様は30日以内に、当該終了以前の未払代金全額、並びに本契約に基づき注文した対象製品及び／又は提供を受けた対象サービスに対して支払いが残っている合計額に加え、その消費税額及び関連する費用を支払わなければなりません。対価の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が当該違反を是正するにあたり合理的な努力を続ける限りにおいて30日の猶予期間を延長することに自らの裁量で同意できます。本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本契約に基づく対象製品の使用はできないこと、及び／又は、本契約に基づく対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。
2. お客様は、お客様が注文の対価を支払うためにオラクル又はオラクル関連会社との契約を利用し、当該契約において債務不履行となった場合においても、当該契約が適用された対象製品及び／又は対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。

3. 本契約の終了後又は満了後においても、第5条(補償)、第7条(支払条件)、第10条(責任の制限)及びその他の事項でその性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続します。

第7条(支払条件、価格、請求及び支払義務)

1. お客様は、オラクルに支払う料金の全てを、別段の定めがある場合を除き、オラクルが請求書を発行した月の締め翌月末までにオラクル指定の銀行口座への振込により支払うものとします。お客様は、お客様の注文した対象製品及び／又は対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される、消費税、付加価値税、及びその他類似の税金を支払うことに同意します。またお客様は対象サービスを提供するのに必要な合理的な範囲の費用を支払います。
2. お客様は、お客様が注文した対象製品及び対象サービスに対し、複数の請求書を受領する場合があることを理解します。請求書は、オラクルの Invoicing Standards Policy に従ってお客様に対して発行されます。オラクルの Invoicing Standards Policy は <http://oracle.com/contracts> においてアクセスすることができます。

第8条(機密保持)

1. 本契約により両当事者は相互に機密である情報(以下「機密情報」といいます)を入手する場合があります。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに合意します。機密情報は、本契約の条件、価格、並びに開示の時点で機密である旨明示された全ての情報に限定されます。
2. 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。
 - (a) 他方当事者の作為又は不作為(act or omission)によらずに公知であるか又は公知となった情報
 - (b) 開示前に他方当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報
 - (c) 他方当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報
 - (d) 他方当事者が独自に開発した情報
3. 両当事者は、以下に規定する場合を除き、開示側当事者が機密情報を受領側当事者に対して開示した日から3年間、相手方の機密情報といかなる第三者に対しても開示しないことに同意します。両当事者は、本契約に基づく保護を下回らない方法で機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員、代理人又は委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意します。本条項は、各当事者が、本契約により生じた又は本契約に関連した法的な手続において、本契約又は本契約に基づいて提出された注文の条件及び価格を開示すること、あるいは法律に基づき政府機関又は地方自治体に機密情報を開示することを制限するものではありません。

第9条(完全合意)

1. お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報(URL に含まれる情報への参照又は参照されたポリシーを含みます)、並びに適用される注文書が、お客様から注文された対象製品及び／又は対象サービスに関する完全な合意であり、本契約が、書面又は口頭であるかを問わず、当該対象製品及び／又は対象サービスについて本契約締結以前になされたすべての合意や意思表示に取って代わることに同意します。
2. 両当事者は、本契約及び注文書の条件が、あらゆる購買注文書、インターネット調達サイト、その他のあらゆるオラクル所定ではない同種の書面に取って代わり、いかなる購買注文書、サイト又はその他オラクル所定ではない書面の条件も、お客様が注文した対象製品及び／又は対象サービスに対して適用されないことを明確に合意します。いずれかの付則の条件と本書の条件に矛盾を生じた場合は、当該付則が優先するものとします。注文書の条件と本契約の条件に矛盾を生じた場合は、注文書が優先するものとします。お客様及びオラクルの正当な権限を有する者が署名又は記名押印した書面による場合を除き、本契約及び注文書は修正されず、権利及び制限について変更や放棄がなされないものとします。本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとします。

第10条(責任の制限)

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本契約又はお客様の注文により生じる、あるいは関連する損害に対するオラクルの賠償責任は、契約上の責任によるものであるか、不法行為によるものであるか、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、付則に基づいてお客様がオラクルに支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさない不十分な対象製品又は対象サービスから生じた場合には、オラクルの賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な対象製品あるいは対象サービスに対してお客様が支払った金額を上限とします。

第11条(輸出管理)

対象製品には、米国、日本国及び関係する地域における輸出関連法規が適用されます。お客様は、本契約に基づき提供される対象製品(技術データを含みます)及び対象サービスのあらゆる納入物の使用にあたり、当該輸出関連法規が適用されることに同意し、お客様は、当該輸出関連法規(みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含みます)の全てを遵守することに同意します。お客様は、対象サービスから生じる、データ、情報、製品及び／又は資料(又はそれらの直接的製品)が、当該輸出関連法規に違反して直接又は間接であるかを問わず輸出されないこと、当該輸出関連法規において禁止されたいかなる目的(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含みますがこれに限定されません)にも使用されないことに同意します。

第12条(不可抗力)

いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。

- (1) 戦争、反乱、妨害行為
- (2) 天災
- (3) 世界的流行病
- (4) 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止
- (5) 政府の規制(輸出入又はその他のライセンスの拒否、取消しを含みます)
- (6) 債務者の合理的な支配を超えたその他の事態

両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととします。これらの不可抗力が30日を超えて続いた場合、一方当事者は書面による通知により履行されていない対象サービス及び影響を受けた注文を取り消すことができます。本条は通常の障害回復処置にしたがって妥当な対策を講じる各当事者の義務、及び注文又は納入された対象製品及び対象サービスに対するお客様の支払い義務を免除するものではありません。

第13条(準拠法と管轄裁判所)

本契約は日本法が適用され、お客様とオラクルは、本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第14条(通知)

お客様がオラクルとの間で紛争を提起する場合、お客様が本書の補償条項に基づく通知をする場合、あるいはお客様が

- (1) 支払停止
 - (2) 重要な財産又は本書に基づきオラクルから交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押又は強制執行手続の開始
 - (3) 解散決議又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立、
- のいずれかに該当した場合は、お客様は速やかに下記宛に書面により通知するものとします。

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目5番8号
日本オラクル株式会社 法務室長

第15条(権利譲渡の禁止)

お客様は、他の個人又は法人に対し、本契約を譲渡すること、また、対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又はあらゆる対象サービス、並びに、それらの権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は対象サービスの納入物を担保に供した場合でも、当該担保権者は当該対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は対象サービスの納入物を利用又は譲渡する権利を有しません。お客様が、対象製品及び／又は対象サービスの取得に際して融資を受ける場合、お客様は <http://www.oracle.com/contracts> に掲載されるオラクルの融資に関するポリシーに従うものとします。前述の規定は、オープン・ソース又はこれに類似する条件に従い使用権許諾された Linux オペレーティング・システム、第三者テクノロジー又は第三者許諾テクノロジーに対してお客様が別途有する権利を制限するものではありません。

第16条(その他)

1. オラクルは独立した契約者であり、両当事者は、当事者間で共同経営、ジョイント・ベンチャー又は代理人の関係を構築するものではないことに同意するものとします。両当事者は、関連する税金及び保険料を含むそれぞれの従業員への支払について、各当事者が責任を負うものとします。
2. 本契約の条件のいずれかが無効、又は法的強制力がないことが判明した場合でも、その他の規定は引き続き有効に存続し、当該条件は本契約の目的及び趣旨と一致した条件に置き換わるものとします。
3. 料金の不払い又はオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる、あるいは関連する訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後は提起することはできません。
4. 対象製品及び対象サービスの納入物は、核施設又はその他の危険な目的での利用のために設計されたものではなく、それらの利用を特に意図したものでもありません。お客様は、対象製品及び対象サービスの納入物のかかる目的での使用において、安全確保の責任を負うことに同意するものとします。
5. 正規販売店がお客様に代わって要求した場合、当該正規販売店がお客様からの注文を処理できるようにする為に、オラクルが本契約のコピーを当該正規販売店に提供できることに同意するものとします。
6. お客様は、コンサルティング・サービスの提供をお客様が依頼したあらゆる第三者企業を含め、オラクルのビジネス・パートナーはオラクルから独立しており、オラクルの代理人ではないことを了解するものとします。(i) 当該ビジネス・パートナーが本契約に基づいて注文された業務を推進するために、オラクルの下請業者(請負業者)としてサービスを提供している場合において、また、(ii) 当該注文に基づいてオラクルの要員が履行することについてオラクルが責任を負うのと同等の責任を除き、オラクルは、それらのビジネス・パートナーによるいかなる行為についても責任や義務を負いません。
7. ソフトウェアにおいては、(i) 対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又は組立ソフトウェアのオプションの一部(又はそのすべて)の場合、(ii) お客様がオラクルからバイナリ・フォームで受領する場合、(iii) バイナリのソース・コードを受領する権利を与えるオープン・ソース条件に基づいて使用許諾されている場合、<https://oss.oracle.com/sources/>又は <http://www.oracle.com/goto/opensourcecode> から該当するソース・コードを受領することができます。当該ソフトウェアのソース・コードがバイナリ・コードで提供されない場合、お客様は後者のウェブサイトの「Written Offer for Source Code」条項に従い、書面にて申請することにより、そのソース・コードをコピーした物理メディアを郵送で受け取ることができます。
8. オラクルは、セールス・プレゼンテーション、マーケティング媒体及び活動において、オラクルのお客様としてお客様を紹介することができるものとします。

第17条(本書の発効日)

本書の発効日は、参照により本書及び付則と一体を成す注文書の発効日と同じ日とします。

付則 S – 対象サービス

本「付則 S -対象サービス」(以下「**本付則**」といいます)は、本付則が添付されている基本条項に対する付則です。基本条項と本付則は Oracle Master Agreement (以下「**本契約**」といいます)を構成するものとします。基本条項が終了した場合、本付則も同時に終了するものとします。

第 1 条(定義)

1. 「対象サービス」とは、本付則に基づきお客様がオラクルに注文した、コンサルティング、Advanced Customer Support Services、研修又はその他のサービスをいいます。
2. 基本条項で定義した用語は、本付則で別段の定めをした場合を除き、本付則においても同様の意味を有するものとします。

第 2 条(権利許諾 / 制限)

1. お客様は、対象サービスへの支払いをすることにより、本付則に基づきオラクルが開発しお客様に納入したもの(以下「**納入物**」といいます)に対して、お客様自身の内部的業務処理に使用できる、無期限で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要の使用権が与えられます。ただし、特定の納入物においては、注文書に定める追加の使用許諾条件の対象となることがあります。
2. お客様は、代理人又はお客様が業務を委託する第三者(アウトソーシング業者を含みますがこれに限定されません)に、お客様の内部的業務処理目的で納入物を使用させることができ、かかる場合、お客様は、それらの者による基本条項及び本付則の遵守についての責任を負うものとします。
3. 提供される対象サービスは、お客様が別の注文に基づいて入手する、オラクルが保有又は頒布している製品の使用権に関連する場合があります。お客様による当該製品の使用には、当該注文において参照した契約書が適用されるものとします。

第 3 条(保証、免責及び唯一の救済措置)

1. オラクルは、対象サービスが、業界水準に沿う専門的手法で提供されることを保証します。お客様は、保証を満たさない不十分な対象サービスについても、当該不十分な対象サービスの実施から90日以内にオラクルに通知しなければなりません。
2. **前項の保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、対象サービスのうち保証を満たさない不十分な部分について再履行することです。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で不十分な対象サービスを実質的に是正できない場合は、お客様は当該不十分な対象サービスを終了させ、当該不十分な対象サービスにつきオラクルに支払い済みの対価の返還を受けることができません。**
3. **法律で禁じられていない範囲で、本条の保証が唯一の保証であり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとします。**